

○風俗環境モニターに関する訓令

(平成2年10月17日沖縄県警察本部訓令第8号)

改正 平成7年3月22日訓令第5号 平成9年10月22日訓令第18号

(趣旨)

第1条 この訓令は風俗環境の浄化を推進するについて、県民から意見要望等を聴取し、これを積極的に警察活動に反映させるための風俗環境モニター（以下「モニター」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 モニターは、次の各号に該当する者のうちから警察署長（以下「署長」という。）が推薦し、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。

- (1) 当該警察署管内に居住し、又は勤務場所を有する者
- (2) 風俗環境問題について関心の深い者
- (3) 公平、適切かつ率直に意見を述べることができる者
- (4) 地域の実情に精通し活動的な者
- (5) 秘密保持ができる者
- (6) 30歳以上の者

(定員及び任期)

第3条 モニターは、各警察署に配置する。

- 2 モニターの警察署別配置人員は、別表のとおりとする。
- 3 モニターの任期は、1年とする。ただし、再委嘱することができる。
- 4 モニターの任期中に解嘱し、新たに委嘱する場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱状の交付)

第4条 モニターの委嘱は、委嘱状（別記様式）を交付して行うものとする。

(解嘱)

第5条 本部長は、モニターから辞任の申し出があった場合、又はモニターが当該警察署の管外へ転出し、若しくはモニターとしての適格性を欠くに至った場合は、その任期中にかかわらず解嘱するものとする。

(モニターの任務)

第6条 モニターは、常に地域における風俗環境の実情を観察し、善良な風俗環境の保持と風俗環境の浄化を図るため、次に掲げる事項について、署長に随時通報するものとする。

- (1) 風俗環境の浄化及び改善対策に関すること。
- (2) 売春、わいせつ、賭博等の風俗事犯に関すること。
- (3) 少年の福祉を害する事犯に関すること。
- (4) その他善良な風俗環境に関すること。

(謝金)

第7条 モニターに対しては、その活動を促進するため、謝金を支払うものとする。

2 謝金の支払時期及び支払方法は、別に定める。

(署長の任務)

第8条 署長は、関係機関・団体及び婦人相談員等と緊密な連絡を保持し、モニター制度の効果的な運用を図り、地域における風俗環境の浄化の推進に努めなければならない。

2 署長は、モニターが新たに委嘱されたときは、その任務を遂行するに必要な関心を高める知識と技術向上を図るため、必要な指導教養を行うものとする。

(通報事項の処理)

第9条 署長は、モニターから第6条の規定による通報を受けたときは、その内容を検討し、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 当該署長の権限に属する事項については、速やかに必要な措置をとること。

(2) 他の警察署の管轄に関する事項については、その内容等を当該署に通報すること。

(3) 他の機関の権限に属する事項又は関連する事項については、当該機関への通報など必要な措置をとること。

(報告)

第10条 署長は、モニターの活動状況について本部長に報告するものとする。

(モニター関係事務)

第11条 モニターの運用に伴う事務は、警察本部生活保安課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成2年10月17日から施行する。

附 則 (平成7年3月22日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、警務部の次席職及び警察署の次長職の廃止に関する部分については平成6年4月1日、防犯部及び派出所の名称変更並びに警察本部の部の規定順の変更に関する部分については平成6年11月1日から適用する。

附 則 (平成9年10月22日訓令第18号)

この訓令は、平成9年10月22日から施行する。

附 則 (平成14年8月27日訓令第16号)

この訓令は、平成14年8月27日から施行する。

附 則 (平成15年12月19日訓令第17号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月25日訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月25日から施行する。

別表（第3条関係）

風俗環境モニター警察署別配置人員

警察署	配置人員
那覇警察署	14
豊見城警察署	3
糸満警察署	3
与那原警察署	3
浦添警察署	4
宜野湾警察署	4
沖縄警察署	10
嘉手納警察署	2
うるま警察署	2
石川警察署	2
名護警察署	3
本部警察署	2
宮古警察署	3
八重山警察署	2
計	57

別記様式（第4条関係）

委嘱状

[別紙参照]